

公益財団法人東京都農林水産振興財団 入札情報

【公表】

整理番号	52
契約番号	7農振財契第704号
件名	立川庁舎構内樹木の枯枝剪定、剪定、伐採、伐根、刈込業務委託
入札方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」上で実施
履行場所	公益財団法人東京都農林水産振興財団 立川庁舎
概要	別紙仕様書のとおり
契約期間	契約確定の日の翌日から令和7年12月26日まで
契約方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	次の要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 東京都における令和7・8年度建設工事等競争入札参加有資格者で、営業種目2700「造園」に登録している者であること。
格付	問わない
仕様説明会	実施しない
開札予定日時	令和7年10月6日(月) 午前10時00分(入札期間は指名通知時に連絡)
希望申出期間	令和7年9月11日(木)午前10時から令和7年9月19日(金)午後4時まで
希望申出方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」を通じて受け付けます。
希望申出時の提出書類	以下の(1)から(4)までの書類を「ビジネスチャンス・ナビ」上に添付してください。 (1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入) (2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入) (3) 東京都の「令和7・8年度建設工事等競争入札参加資格審査受付票」の写し (4) 東京都の「令和7・8年度競争入札参加資格審査結果通知書(工事)」の写し
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとしします。 (2) 指名業者の選定については、当財団指名業者選定基準によるものとしします。 (3) 希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。 (4) 指名通知は、指名した方のみに対して開札予定日の5日前までに行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。 (7) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0721
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 管理係 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 03-528-0505

仕様書

- 1 件名 立川庁舎構内樹木の枯枝剪定、剪定、伐採、伐根、刈込業務委託
- 2 履行場所 東京都立川市富士見町三丁目8番1号
公益財団法人東京都農林水産振興財団
- 3 契約期間 契約確定の日の翌日から令和7年12月26日まで
- 4 作業概要 (1) 12本のサクラ、2本のケヤキ、1本のシラカシの枯枝剪定を行う。
(2) 1本のケヤキのY字西側の手前を完全に切断する。
(3) 正面玄関前の低木（フィリフェラオーレア、セブロックゴールド、ブルーカーペット）の剪定を行う。
(4) 1本のサクラ、1本のエノキ、3本のシラカシの伐採を行う。
(5) 1本のシラカシ、4本のサルスベリの伐採、伐根を行う。
(6) 奥多摩街道北側沿いのサツキの刈込を行う。
(6 特記事項を参照のこと)
- 5 適用範囲 この仕様書は、「街路樹等維持標準仕様書」（緑地管理編）（平成25年4月東京都建設局公園緑地部）（以下、「標準仕様書」とする。）に定めのない事項又はこれにより難しい事項を定める。
- 6 特記事項
 - (1) 対象樹木、作業内容
別紙1 対象樹木位置図と作業内容を参照のこと
 - (2) 発生材の処分
全量場外持ち帰り適正に処分すること。
 - (3) 伐採・伐根
根元から伐採し、適切な大きさに切断し、搬出を行うこと。
伐根するにあたり、舗装を含む既存構造物を破損しないこと。

(4) 作業時間

作業は、原則として土日祝祭日を除く平日午前8時30分から午後4時30分の間で行うこと。

(5) 作業計画書の提出

作業開始前に作業計画書をあらかじめ作成し、財団の承認を得ること。
また、通行止め箇所及期間について示した図面を添付すること。

(6) 現場管理者

受託者は委託契約後、造園施工管理技士を現場管理者として配置し、安全衛生管理、目標樹形、剪定方法、見本剪定、異常樹木の報告、剪定等高所作業における安全管理及び出来栄え等について作業員へ事前説明及び作業指導を行う。剪定作業時は現場に常駐すること。

なお、受託者は作業計画書に現場管理者となる者の氏名を記載し、「造園施工管理技士」の資格者証（写）を添付した承諾申請書を添付すること。

(7) 安全管理

- ① 作業にあたっては、労働安全衛生法令（伐木作業・林業安全）を遵守すること。
- ② 高い場所の剪定作業について、樹冠内から手の届かない位置の枝を剪定する際には、高枝きりで対応できる場合のほかは、道路復員が狭いなどにより交通規制できない場合を除き、高所作業車を使用すること。
- ③ 樹上作業を行う場合、地上2m以上においては、墜落制止用器具を使用すること。墜落制止用器具は幹に掛けることを基本とし、足場となる枝に掛けてはならない。これらは樹上で剪定箇所を移動する際にも徹底すること。また、墜落制止用器具を回す幹や足場とする枝には異常がないか十分確認すること。
- ④ 作業員にはヘルメット・安全（反射）ベスト・墜落制止用器具の着用を義務付けること。また、作業に先立ち、毎朝、作業手順及び作業員の健康状態の確認を行うこと。
- ⑤ はしごを使用する場合、昇降時においては墜落制止用器具を使用することとし、二人作業として、一人が必ずはしごを支えること。また、はしご上部はしっかり固定すること。
- ⑥ 剪定枝が電線に近接する場合は、必要に応じて東京電力の立会いの上、作業の内容や近接状況を確認し、防護措置等について打ち合わせを行うこと。

(8) 交通誘導員

- ① 通行人・通行車輛・作業員の安全確保するために交通誘導員を1作業帯毎に適切な人数を配置すること。なお、東京都公安委員会の指定した路線（区間）においては、交通誘導業務に係る一級又は二級検定合格警備員を1作業帯毎に適切な人数を配置すること。
- ② 作業実施計画書には、作業期間中に配置する予定の有資格交通誘導員の検定合格書の写しを添付すること。
- ③ 現場において監督員等から請求があった場合、検定合格書を提示すること。

(9) 道路使用許可等

周辺道路を使用し、作業を行う際は、受託者は関係各所に申請を行い、道路使用許可を得ること。

(10) 敷地内作業

敷地内作業については、通行人、職員、公用車等の通行の妨げにならないように配慮し、実際の作業に従事するものとは別に誘導員を配置し、第三者災害の防止に努めること。なお、場内通路を完全通行止めにするには許可しない。迂回させる場合には、適切な案内表示を行うこと。

(11) 作業広報の掲示

この委託作業の10日程度前までに、作業広報（A3程度の用紙に件名・剪定時期・作業案内図・受託者連絡先番号・発注者等明記）を提示するとともに、地域住民に対し選定作業のお知らせのチラシを配布すること。記載する内容を財団に事前に提出し、確認を受けること。

(12) 作業中は現場管理者が常時立会い、作業全体を監督すること。

(13) 建物や電線等の破損を防止する措置をとること。万一、損害を与えた場合には現状復帰を行うこと。

- (14) 受託者は本件業務の全部を第三者に再委託することはできない。一部を再委託する場合には次の要件を満たす業者を選定することとし、事前に書面にて再委託内容を報告し、財団の許可を得ること。
- ただし、現場管理者については再委託することはできない。
- ア 当該作業にかかる作業能力を有すること。
 - イ 東京都の競争入札参加資格者である場合には、指名停止期間中及び排除

措置中ではないこと。

7 報告書の提出

この本業務に当たり、次の書類を財団に提出すること。

- ア 発生材受入れ伝票総括書
- イ 作業記録写真（撮影方法については次項のとおり）
- ウ 上記以外に財団から提出を求められた書類

8 作業記録写真

撮影内容については、下記のとおりとする。

（1）剪定作業等

- ①全景写真（区域別・樹種別・作業別）：作業前・作業後
 - ②局部写真（区域別・樹種別・作業別）：作業前・作業後
- ※作業前・作業後の写真は同一の場所で撮影すること。
※写真アルバムには件名・撮影場所・工種を明記すること。
- ③その他…切断面処理状況（癒合剤や殺菌剤などの保護剤塗布）

（2）作業広報版

- ①全数の確認
- ②設置状況

（3）安全管理

- ①交通整理要員配置状況（配置状況が確認できること。）
- ②墜落制止用器具着用状況（着用状況が確認できる写真とすること。）

（4）発生材

- ①搬出状況（積載状況）
- ②再資源化施設搬入状況（出来る限り搬入先が特定可能な看板等の前で撮影すること。）

（5）注意事項

- ①記録写真撮影には、必ず施行年月日を明記した黒板を使用すること。
- ②記録写真撮影は、黒板の文字が読み取れる大きさと撮影すること。
- ③写真は背景、黒板、対象樹木が判別しやすいよう暗くならないようにすること。

9 支払い方法

検査完了後、適法な支払い請求を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

10 環境により良い自動車利用について

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

(1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。

(2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

11 東京都グリーン購入推進方針

物品等の調達に当たっては、その必要性をよく考えた上で、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入することとする。その際、可能な限り、原材料の採取から製品やサービスの生産、流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて環境への負荷が少ないものを選択することが必要である。

特に、脱炭素化や HTT の推進、サーキュラーエコノミーの推進に寄与する製品やサービスを積極的に選択することで、物品等の調達を通じ、全庁をあげて環境課題に対応していくことが重要である。

そこで、調達する各製品やサービスごとに、適正な価格・機能・品質を確保しつつ、以下の観点で他の製品等と比較して、相対的に環境負荷の少ないものを選択することとする。

<原材料の採取段階での環境配慮>

- ① 原材料の採取において資源の持続可能な利用に配慮されているもの
- ② 原材料が違法に採取されたものではないもの
- ③ 原材料の採取が保護価値の高い生態系に影響を与えていないなど、生物多様性の損失を引き起こしていないもの
- ④ 原材料の採取において環境汚染及び多量の温室効果ガスの排出を伴わないもの

<製造段階での環境配慮>

- ⑤ 再生材料（再生紙、再生樹脂等）を使用したもの
- ⑥ 余材、廃材（間伐材、小径材等）を使用したもの
- ⑦ 再生しやすい材料を使用したもの

<使用段階での環境配慮>

- ⑧ 使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの
- ⑨ 修繕や部品の交換・詰め替えが可能なもの
- ⑩ 梱包・包装が簡易なもの、又は梱包・包装材に環境に配慮した材料を使用したもの

<廃棄・リサイクル段階での環境配慮>

- ⑪ 分別廃棄やリサイクルがしやすい（単一素材、分離可能等）もの
- ⑫ 回収・リサイクルシステムが確立しているもの
- ⑬ 耐久性が高く、長期使用が可能なもの

<その他の環境配慮>

- ⑭ 製造・使用・廃棄等の各段階で、有害物質を使用又は排出しないもの
- ⑮ 製造・使用・廃棄等の各段階で、環境への負荷が大きい物質（温室効果ガス等）の使用、排出が少ないもの
- ⑯ 製造・使用・廃棄等の各段階で、生物多様性の損失を引き起こさないもの
- ⑰ 製造・使用・廃棄等の各段階で、環境への負荷が大きい物質（温室効果ガス等）の使用、排出が少ないもの
- ⑱ 製造・使用・廃棄等の各段階で、生物多様性の損失を引き起こさないもの

12 その他

- (1) 本仕様に定める事項に疑義が生じた場合、また、業務の履行にあたり不明な事項については、その都度双方協議して実施すること。
- (2) この契約の履行に際し知り得た情報や資料は、全て財団及び東京都の個人情報であり、許可なく複写、複製又は第三者へ提供してはならない。
- (3) 暴力団排除に関する特約条項は、別紙に定めるとおりとする。

担当

〒190-0013

東京都立川市富士見町三丁目 8 番 1 号

公益財団法人東京都農林水産振興財団

管理課管理係

TEL 042-528-0505

別紙1_対象樹木位置図と作業内容

